

2023年度版「事例で学ぶ 年金相談力を高め頼られるアドバイザーになるコース」  
TEXT 1 誤記のお詫びと訂正のお願い

標記通信講座のテキストにおきまして、内容の一部に誤りがありました。誠に申し訳ございません。お詫び申し上げますとともに、下記のとおり差し替えてご利用くださいますようお願い申し上げます。

記

## ◆P.34 「4. 65歳以上での離職の場合（高年齢求職者給付金として一時金で支給）」

(誤)

被保険者期間であった期間	
1年未満	1年未満
30日分	50日分

(正)

被保険者期間であった期間	
1年未満	1年以上
30日分	50日分

## ◆P.94 上から15行目「3）保険料納付済期間とは」下の本文

(誤) 保険料納付済期間とは、次の期間のことをいます。(正) 保険料納付済期間とは、次の期間のことをいいます。

以 上